

# 消費者問題の法律に強くなる講座

**募集はじまる!**

**私たちの消費生活に深く関係する法令を学んでみませんか?**

**国家資格である「消費生活相談員」の資格取得にもチャレンジできます!**

平成30年度「消費者問題の法律に強くなる講座」が6月9日(土)から大分市内の全労済ソレイユで始まります。

- 1) 対 象 : どなたでも受講できます
- 2) 募集人員 : 25名
- 3) 内 容 : 消費者問題の解決法(民法、特定商取引法、消費者契約法、割賦販売法など消費者関連法規) ★詳細は、受講決定時に通知でお知らせします。
- 4) 日 程 : 平成30年6月9日(土)～7月21日(土)までの毎週土曜日10:00～15:00  
全7日間(12:00～13:00は昼食休憩 昼食は各自で用意してください。)
- 5) 受講料等 : 無 料
- 6) 講 師 : 弁護士等
- 7) 開催場所 : 大分市中央町4-2-5 (全労済ソレイユ) TEL097-533-1121
- 8) 申込〆切 : 6月1日(金) 定員に到達しましたら締め切ります。
- 9) お申し込み・お問い合わせ  
〒870-0037 大分市東春日町1-1  
大分県消費生活・男女共同参画プラザ <消費生活班>  
TEL 097-534-2038へ

主 催 : 大分県消費生活・男女共同参画プラザ

運 営 : 特定非営利活動法人 大分県消費者問題ネットワーク

＝ 消費生活相談員とは 消費生活センター等で、商品やサービスなど消費生活全般に関する消費者からの苦情や問合せ等を受け付け、公正な立場で相談の解決に努めている相談員のことです。